

競争入札参加資格審査申請書類提出要領（特定調達契約）

令和2年10月6日付け高知県告示第809号に基づき令和3年度・令和4年度・令和5年度(R3.4.1～R6.3.31)に県が行う庁舎等の清掃業務の契約で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に係る競争入札（一般競争入札及び指名競争入札）の参加資格者を登録するため、3年以上の建築物又はその附属施設の清掃業務の営業実績を有する者からの申請書類の受付を行います。

- 1 申請書類の提出時期
随時
- 2 資格の有効期間
競争入札参加資格者登録名簿へ登録された日から令和6年3月31日まで
- 3 提出及び照会先
780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県本庁舎1階
高知県総務部管財課庁舎管理担当 電話番号 088-823-9322
- 4 提出書類

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

提出書類		法人の場合	個人の場合	発行場所 (依頼先)		
①	競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）	○	○			
②	登記事項証明書（写し可）	○				
	営業を行っていることを確認することができる書類（写し可）		○	営業証明書の場合： 商工会等		
	身分証明書（写し可）		○	本籍地の市区町村長		
	申立書（別記第2号様式） ※押印不要		○			
③	営業経歴書（別記第3号様式）	○	○			
④	受託業務実績調書（別記第4号様式・業務の種類、直前2事業年ごとに別葉）	○	○			
⑤	高知県内に本店、支店、営業所等を有する場合	高知県税（全ての税目）（写し可）	滞納がない旨の証明書	△	△	県税事務所
			個人県民税についての証明書		△	市町村
	高知県内に本店、支店、営業所等を有しない場合	消費税及び地方消費税（写し可）	納税証明書の「その3（未納税額のない証明用）」、「その3の2（個人用）」、又は「その3の3（法人用）」。（「その1」及び「その2」は、不可。）	△	△	税務署
		都道府県税（全ての税目）（写し可）	本店を有する都道府県税について滞納がない旨の証明書	△	△	各都道府県税事務所
	消費税及び地方消費税（写し可）	納税証明書の「その3（未納税額のない証明用）」、「その3の2（個人用）」、又は「その3の3（法人用）」。（「その1」及び「その2」は、不可。）	△	△	税務署	

⑥	財務諸表	貸借対照表、損益計算に関する書類及び利益処分（損失処理）に関する書類 (審査基準日の直前2事業年度分)	○		
		貸借対照表及び損益計算書 (審査基準日の直前2事業年度分)		○	
⑦	印鑑証明書（写し可）		○	○	
⑧	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録証明書の写し（高知県内外の登録分全ての営業項目）		△	△	
⑨	役員等名簿及び照会承諾書（別記第5号様式） ※押印不要		○	○	
⑩	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（別記第6号様式） ※押印不要		○	○	
⑪	ISO14001の「環境マネジメントシステム登録証」又はエコアクション21の「エコアクション21認証・登録証」の写し 登録等がある場合にのみ提出してください。登録等がある場合でも、これらの提出がない場合は、これらの登録等のある事業者として受付できません。		△	△	
⑫	障害者雇用申立書（別記第7号様式） 該当する場合は提出してください。（詳細は、別記第7号様式下段をご覧ください。） ※押印不要		△	△	
⑬	高知県ワークライフバランス推進企業認証書又は高知県次世代育成支援企業認証書の写し 認証を受けている場合にのみ提出してください。認証を受けていても、これらの提出がない場合は、これらの認証を受けている事業者として受付できません。		△	△	
⑭	返信用封筒（定形封筒に返信先宛名を明記し、84円切手を貼付したもの）		○	○	

- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税（税の徴収）の猶予の特例を受けた場合について
- ・高知県税の徴収の猶予を受けている場合は、地方税法附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書（写し可）」を提出してください。
 - ・消費税及び地方消費税の納税の猶予を受けている場合は、納税証明書の「その1 納税額等証明書（写し可）」（新型コロナ臨時特例法第3条による国税通則法第46条第1項により納税の猶予を受けていることが明記されていることが必要）を提出してください。なお、納税証明書にその旨の明記がない場合は、「納税証明書（その1）」及び「納税の猶予許可通知書（写し可）」（未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されているものであること。）を提出してください。
 - ・都道府県民税の徴収の猶予を受けている場合は、地方税法附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けている旨の記載がある「納税証明書（写し可）」を提出してください。なお、納税証明書にその旨の明記がない場合は、「納税証明書及び「徴収猶予許可通知書（写し可）」（未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されているものであること）を提出してください。
- （注）各証明書類は、申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

5 記載事項変更届

既に提出した競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について変更がある場合は、競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届（別記第8号様式）を提出してください。

6 その他

- (1) 告示第7の規定により、令和2年10月高知県告示第808号に基づく指名競争入札に係る資格審査の申請者のうち、この告示の審査基準に適合する者は、新たに申請を行わなくても、競争入札参加資格者登録名簿への登録を受けることができます。

(2) 提出された書類の個人情報は、競争入札参加資格審査の目的以外に使用しません。競争入札参加資格者登録名簿に登録された場合は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づき、公開します。